

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 2 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500614 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500193 号

第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 14 日の標準賞与額を 11 万 5,000 円、平成 20 年 6 月 30 日の標準賞与額を 10 万 5,000 円、平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額を 10 万円、平成 21 年 6 月 30 日の標準賞与額を 8 万円、平成 21 年 12 月 18 日の標準賞与額を 10 万 8,000 円、平成 22 年 6 月 30 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 6 月 30 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 6 月 30 日、平成 21 年 12 月 18 日及び平成 22 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 6 月 30 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 6 月 30 日、平成 21 年 12 月 18 日及び平成 22 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 6 月 30 日
③ 平成 20 年 12 月 12 日
④ 平成 21 年 6 月 30 日
⑤ 平成 21 年 12 月 18 日
⑥ 平成 22 年 6 月 30 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までに支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、いずれの期間も厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された平成 19 年下期分給与支払明細書、平成 20 年上期分給与支払明細書、平成 20 年下期分給与支払明細書、平成 21 年上期分給与支払明細書、平成 21 年下期分給与支払明細書及び平成 22 年上期分給与支払明細書により、請求者は、同社から平成 19 年 12 月 14 日

に 11 万 5,000 円、平成 20 年 6 月 30 日に 10 万 5,000 円、平成 20 年 12 月 12 日に 10 万円、平成 21 年 6 月 30 日に 8 万円、平成 21 年 12 月 18 日に 11 万円、平成 22 年 6 月 30 日に 10 万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記給与支払明細書により、平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 6 月 30 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 6 月 30 日及び平成 22 年 6 月 30 日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、平成 21 年 12 月 18 日においては、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額 10 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与支払明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 12 月 14 日は 11 万 5,000 円、平成 20 年 6 月 30 日は 10 万 5,000 円、平成 20 年 12 月 12 日は 10 万円、平成 21 年 6 月 30 日は 8 万円、平成 21 年 12 月 18 日は 10 万 8,000 円、平成 22 年 6 月 30 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500660 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500195 号

第1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 51 年 3 月の標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 事業所に昭和 51 年 3 月 31 日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。保険料を控除された記憶があるので、資格喪失日を昭和 51 年 4 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 事業所の回答により、請求者は昭和 51 年 3 月 31 日まで同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 事業所は、給与の締め日は毎月末日、支払日は当月 25 日、社会保険料は当月控除であり、月末まで在職していた請求者に係る厚生年金保険料を給与から控除していないことはないと思う旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和 51 年 2 月の厚生年金保険の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 51 年 3 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事

務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 51 年 3 月について、事業主が資格喪失年月日を昭和 51 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和 51 年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和 51 年 3 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500150 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500194 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 10 日から同年 5 月 1 日まで
: ② 平成 8 年 10 月 30 日から同年 11 月 5 日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。当該期間に退職した事実ではなく、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社における複数の同僚及びA社の取締役の陳述により、請求者は、請求期間においてB社及びA社において継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る商業登記簿謄本により、A社は、平成 13 年 2 月にC社を合併し、平成 13 年 4 月にB社に吸収合併されたことが確認できるところ、B社から提出された社員台帳（基本）によると、請求者の入社年月日は平成 8 年 11 月 5 日と記載されており、同社はそれ以前の在籍については確認できない旨、また、同社とA社は、請求期間当時は全くの別会社であり、請求期間における両社間の異動は転籍になり一度退職した形をとるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失の手続及び給与計算は各事業所で行っており、請求者の請求期間当時の厚生年金保険料控除については資料を廃棄しているため分からぬ旨回答している。

また、請求期間当時のA社の給与計算担当者は、B社とA社は、請求期間当時は別会社で、転籍の際に一度退職扱いとなり、請求者の社員コードを取り直した記憶がある旨、また、厚生年金保険の届出どおりに給与計算をしていたので、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していないと考えられる旨回答している。

さらに、請求者の厚生年金保険の被保険者資格記録において確認できる請求期間前後のA社に係る喪失年月日（平成 7 年 4 月 10 日）、B社に係る資格取得年月日（平成 7 年 5 月 1 日）及び資格喪失年月日（平成 8 年 10 月 30 日）並びにA社に係る資格取得年月日（平成 8 年 11 月

5日)が、雇用保険の加入記録といずれも符合している上、B社に係る資格取得年月日(平成7年5月1日)及び資格喪失年月日(平成8年10月30日)については、同社が加入する健康保険組合における請求者の加入記録と一致していることから、A社が社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所双方に、また、B社が健康保険組合、社会保険事務所及び公共職業安定所それぞれに繰り返し誤った手続を行ったとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。